

三島市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の有効期間)

第3条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定事業者の指定)

第4条 市長は、法第115条の45の5第1項に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは指定通知書（第1号様式）により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第5条 前条第1項に規定する指定事業者の指定について、次のいずれかに該当する場合には、これを行わないことができる。

(1)当該事業者が法人でない場合

(2)当該事業者が三島市暴力団排除条例（平成24年三島市条例第6号）第2条に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者と認められた場合

(3)当該事業者を指定することにより、介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合

(変更の届出等)

第6条 指定の申請事項の変更の届出にあつてはその変更があった日から10日以内に、当該第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日1月前までに、休止した第1号事業を再開したときは、その再開した日から10日以内に、それぞれ省令第140条の62の3第3項に定める様式を準用し、届け出ること。

(指定の更新の申請)

第7条 市長は、法第115条の45の6の規定による申請により提出された申請書の内容が指定基準を満たしていると判断したときは、指定更新通知書（第2号様式）により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

（指定の取消し等）

第8条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

（都道府県等への情報提供）

第9条 市長は、第4条の指定、第7条の指定の更新、第6条の届出の受理、第8条の指定の取り消し（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- （1） 事業所の名称及び所在地
- （2） 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- （3） 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- （4） 事業開始年月日
- （5） 運営規程
- （6） 介護保険事業所番号
- （7） その他市長が必要と認める事項

（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

第10条 指定等の申請又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

（委任）

第11条 この要領に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条に規定する法第115条の45の3の指定を受けたものとみなされた者の平成30年4月1日以後の最初の更新に係る第3条に定める期間については、当該者が当該指定を受けたものとみなされた日の前日において、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、又は介護予防支援の事業を行う者として指定を受けた日（指定の更新を受けた場合にあつては、指定の更新の日）から起算する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。